



2025年3月21日

各 位

会 社 名 株式会社ナカニシ
代表者名 代表取締役社長執行役員 中西 英一
(コード: 7716 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員経理部長 鈴木 大介
(TEL: 0289-64-3380)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、自己株式の処分（以下、本自己株式処分又は処分）を行うことを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025年4月18日
(2) 処 分 す る 株 式 の 種 類 及 び 数	当社普通株式 4,000株
(3) 処 分 價 額	1株につき 2,186円
(4) 処 分 総 額	8,744,000円
(5) 処 分 先 及 び そ の 人 数 並びに処分株式の数	当社取締役（社外取締役を除く） 1名 1,900株 当社取締役を兼務しない執行役員 6名 2,100株

2. 本自己株式処分の目的及び理由

当社は、2023年2月9日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除く。以下、対象取締役）及び取締役を兼務しない執行役員（以下総称して、対象取締役等）に対して、当社の中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進める目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、本制度）を導入することを決議いたしました。なお、2023年3月30日開催の第71期定時株主総会において、本制度に基づき譲渡制限付株式取得の出資財産とするための報酬（以下、譲渡制限付株式報酬）として、対象取締役に対して、2007年3月28日開催の第55期定時株主総会において取締役の報酬額としてご承認をいただいた年額500,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）の範囲内にて金銭債権を支給し、年50,000株以内の当社普通株式を発行又は処分すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を3年間とすること等につき、ご承認をいただいております。

その上で当社は本日、指名・報酬委員会の諮問をふまえ、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情等を勘案し、対象取締役等に対して金銭債権合計8,744,000円（以

下、本金錢債権)、普通株式合計4,000株(以下、本株式)を付与することにいたしました。本自己株式処分においては、本制度に基づき、対象取締役等7名が当社に対する本金錢債権の全部を現物出資財産として払い込み、本株式の処分を受けることとなります。

3. 謙渡制限付株式割当契約の概要

当社と対象取締役等とは個別に謙渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 謙渡制限期間

2025年4月18日から2028年4月17日

(2) 謙渡制限の解除条件

対象取締役等が継続して、当社の取締役(ただし、対象取締役等が取締役を兼務しない執行役員の場合には、取締役を兼務しない執行役員と読み替える。以下同様)の地位にあったことを条件として、謙渡制限期間が満了した時点をもって謙渡制限を解除する。ただし、対象取締役等が、当社の取締役の地位を任期満了又は定年その他の正当な事由(死亡による退任又は退職を含む)により退任又は退職した場合には、対象取締役等の退任又は退職の直後の時点をもって、謙渡制限を解除する。

ただし、対象取締役等が、当社の取締役の地位を死亡、任期満了又は定年その他の正当な理由により退任した場合には、当該退任の直後の時点をもって、処分期日を含む月から当該退任した日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。)に、本株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)について、謙渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、上記(2)で定める謙渡制限解除時点において、謙渡制限が解除されない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、謙渡制限期間中の謙渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、謙渡制限期間中は、対象取締役等が当社の指定した証券会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る謙渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して当該証券会社との間で契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(5) 組織再編等における取り扱い

謙渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日を含

む月から当該承認の日を含む月までの月数を 12 で除した数（その数が 1 を超える場合は、1 とする）を乗じた数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）の株式について、組織再編等効力発生日に先立ち、本譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

各対象取締役等に対する本自己株式処分の処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、取締役会決議日の前営業日（2025 年 3 月 19 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 2,186 円としております。これは取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上